

女性のキャリアアップ“伴奏”支援（メンター派遣）事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、自社における女性従業員の職域拡大、管理職登用及び仕事と家庭との両立をしやすい職場環境づくり等を進める県内企業に、とっとり女性活躍ネットワーク会議メンバーをメンター（以下「メンター」という。）として派遣し、当該企業の女性従業員が自身のキャリアを継続・形成等について意見交換・アドバイス等の伴奏支援（伴走支援）を行うことにより、当該女性従業員のキャリア継続・形成を後押しし、当該企業における女性活躍推進を図ることを目的とする。

（対象企業）

第2条 この要領に基づき、メンターの派遣を受けることができる企業は、自社における女性従業員の職域拡大、管理職登用及び仕事と家庭との両立をしやすい職場環境づくり等により、女性の活躍を推進しようとする県内企業（以下「対象企業」という。）とする。

（業務内容）

第3条 この要領により派遣されるメンターは、対象企業の女性従業員に対して、当該女性従業員に関する次に掲げる事項についてメンター支援（以下「“伴奏”支援」という。）を行う。

- （1）キャリアの継続・形成に関すること。
- （2）仕事と家庭の両立に関すること。
- （3）マネジメントに関すること。
- （4）その他前各号に掲げる事項に関連すること。

（派遣手続）

- 第4条 メンターの派遣を希望する企業は、様式第1号に必要事項を記載し、派遣を希望する日の14日前までに県に提出するものとする。
- 2 県は、前項の申込書を受理したときは、速やかに先着順により申請内容を審査し、予算額を考慮して派遣の可否を決定の上、前項による申込みを行った企業及び派遣するメンターへ通知するものとする。
 - 3 前項による通知を受理したメンターは、速やかに派遣先となる企業と派遣の日時、場所及び回数を調整の上、“伴奏”支援を行うものとする。なお、派遣場所は、県内の事業所に限るものとし、派遣回数は初回打合せを含めて5回を上限とする。
 - 4 派遣の決定を受けた企業が、派遣の中止を希望する場合は、速やかに様式第2号に理由等を記載し、県に提出するものとする。

（申込期限）

第5条 前条第1項による申込みの期限は、各年度の2月15日（同日が週休日又は休日（以下「週休日等」という。）の場合は、同日前の週休日等でない日）までとする。

（実績報告等）

第6条 伴奏支援を実施したメンターは、“伴奏”支援の実施完了の日の翌日から10日以内又は各年度の3月20日までのいずれか早い日までに様式第3号により県に実施状況等を報告するものとする。

2 県は、前項の規定に基づく報告の内容を確認し、相当と認めるときは、“伴奏”支援に要した経費を別表に定めるところにより支給するものとする。

(その他)

第7条 本要領に関する事務は、地域社会振興部人権尊重社会推進局女性応援課で行うものとし、本要領に定めのない事項については、女性応援課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月4日から施行する。

別表（第6条関係）

女性のキャリアアップ“伴奏”支援（メンター派遣）の支給対象経費

項目	金額
報償費 （メンター派遣謝金）	1回あたり金20,000円
特別旅費 （メンター派遣旅費）	<p>実際の移動方法により、以下ア、イの額のうち現に支払った額</p> <p>ア 鉄道及びバスを使用した場合 旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金</p> <p>イ 私有自動車等（※）を使用した場合</p> <p>※ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車</p> <p>1キロメートルにつき25円</p> <p>ただし、全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。</p>